

※ご意見については、要約させていただいておりますので、御了承ください。

13名 46件

番号	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
1	計画全般	課題が明確になっていない対策は、なおざりになります。	本推進計画については、本県の現状と課題を踏まえた対策を記載しており、有識者の意見を取り入れながら作成しています。
2	計画全般	もっと踏み込んで現実的な対策が求められるのではないかと。	
3	趣旨	刑法が賭博罪や賭博場開帳罪を置いて禁じている趣旨、理由を書くべきである。	本推進計画の趣旨については、計画を策定するための趣旨を記載しているため、記載致しかねます。また、P6ページ①に依存症関連問題の状況として、違法賭博を記載しています。
4	計画期間	「令和4年度までの3年間」としていることは不相当である。ギャンブルが全面禁止されるまで続ける必要がある。	本推進計画の計画期間は3年ですが、期間が終了次第、新たにその時点での現状に対する対策を記載した推進計画に改訂を考えています。
5	現状と課題	推計数は約6,200人となっているが、実際はもっと多いと思う。また、県内パチンコ遊技人口74,100人についても少なすぎると思う。見直すべき。	国内のギャンブル等依存に関する疫学調査では、成人人口の0.8%と推計されており、これを基にした推計値を示しています。また、遊技人口についても「レジャー白書パチンコ遊技人口」数値からの推計値を示しています。
6	基本理念	ギャンブル等依存症者等やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援します。と記載しているが、支援の具体的な内容とは。	第4章からの基本的施策で記載しております。
7	予防教育・普及啓発	「依存症の理解を深める」以上に大事なことは、ギャンブルをしてはいけないということを理解させることである。	令和2年度から普及啓発リーフレットを活用した授業を小・中・高を対象に実施するとともに、高校については、専門家の派遣により予防教育を行うこととしています。また、啓発においては、啓発週間での街頭啓発の実施、インターネット検索連動広告を活用した相談窓口案内の実施、依存症啓発イベントの実施などにより、令和元年度の相談者数は増加しているため、現状の啓発に加え、さらに幅広く周知を続けていくことが必要と考えています。
8	予防教育・普及啓発	予防教育の充実は、「ギャンブルは犯罪である。ギャンブルはするな。」と指導することが必要	
9	予防教育・普及啓発	「適切な医療や支援により回復が可能であること」の普及を具体的に進める施策が不明です。ギャンブル等依存症を予防する取組は出来ているのか。	
10	予防教育・普及啓発	高校からでは、遅いのではないかと。「ギャンブルは犯罪であり、してはいけない」と指導するべきである。「楽しむ」はギャンブル依存症を増やすだけである。	
11	予防教育・普及啓発	パチンコでは、今でも18歳未満でもフリーパスになっている。「啓発用リーフレットを配布」で止めることができない。有効な手立てをとるべき。	
			パチンコ業者が行う入場規制では、18歳未満が疑われる者に対しての身分証明書の確認を原則として実施するとともに、利用者本人の同意のない家族からの申告に基づく入店制限の導入を進めていきます。

12	予防教育・普及啓発	リーフレットなどで啓発しても、ギャンブル依存症の人は聞く耳をもたない状態であるので、病気でもあり、啓発頼りでは、根本の解決にはならない。	対策については、啓発だけではなく、予防・相談・治療・回復の各段階において取組を実施します。
13	予防教育・普及啓発	リーフレットの内容について	リーフレットについては、有識者から意見を頂きながら作成したものであり、ギャンブルに限らず依存症全般のリーフレットとなっています。内容については、依存症に陥った際の危険性や依存症にならないようにするための取組方法などが掲載されており、授業で活用します。
14	予防教育・普及啓発	専門家を全県立高校へ派遣について、人的体制があるか。	計画期間中に全県立高校へ専門家を派遣することを目標としており、人的体制はあると考えています。
15	相談支援	地域生活支援研修対象者らが、ギャンブル依存の疑いのある人を見かけたら、対応する部署へ情報を寄せる体制を作る必要がある。	県の精神保健福祉センターや保健所には、それぞれ、臨床心理士や精神保健福祉士、保健師などの相談対応者がいます。また、依存症対策総合支援事業により示されている地域生活支援研修対象者については、研修において、ギャンブル等依存症に関する知識を付けていただくことを目的としており、知識を持つことにより、依存症の方が必要としている支援につなげられるようにと考えています。また、心理教育プログラムには、職場の同僚や職場の責任者などがつなげることを想定しています。
16	相談支援	企業等に研修を行い、潜在しているギャンブル等依存症者等を保健所で実施する心理教育プログラムにつなげるとあるが、だれがつなげるのか。	
17	相談支援	依存症相談員は何名いるか。また、依存症対策総合支援事業実施要綱で示されている地域生活支援研修対象者等にも依存症相談員になっていただくのか。	
18	治療・回復支援	県内4箇所の専門医療機関の設置、3年間に自助グループの設置はできるのか。	
19	治療・回復支援	「複数の専門医療機関を選定し、ギャンブル等依存症者等が身近で医療を受けることができるよう医療体制を強化します。」とは、具体性にどのような体制でつくるのか。	令和元年度においても複数の医療機関に国主催の研修を受講していただいております。令和2年度以降も研修への派遣を続けていくため、医師の養成や専門医療機関の増設は可能と考えています。また、自助グループについても普及啓発や個別相談会の開催を通じて、増設が可能と考えており、目標としては、計画期間中に和歌山地域・紀北地域・紀中地域・紀南地域に設置することとしています。
20	治療・回復支援	専門医療機関(県内4箇所)を増やす必要があるとしているが、人的、予算的に確保できるのか疑問です。	
21	治療・回復支援	医師の養成と専門医療機関の増設について、2年という短期間で可能か。	
22	ギャンブル等の取締の強化	本当に取り締まれるのか。「18歳未満の者と思われる者を把握した場合は年齢確認を行っている」としているが、業者は「把握」していないのではないのか。	ぱちんこ業者が、出玉の抑制された遊技機に入れ替えているかなど依存防止対策に取り組んでいるかどうかについて、警察が指導・取締りを行うものです。
23	ギャンブル等の取締の強化	パチンコ店での依存防止対策の指導・取締りについてどういったことができるのか	

24	ぱちんこ業者による取組	本人同意のない入店制限の導入は身分証を提示して入店させるのか	入店制限の申請時に対象者の顔写真を添付します。この顔写真により判断することとされています。
25	その他意見・提案(IR関連)	全国に先駆けて県教育委員会作成のリーフレットを授業で活用し、予防教育をすることとしているが、そもそもカジノをつくらなければ何も問題はない。 カジノ誘致を見直し、和歌山の良さを生かすべく、地域住民が主人公のまちづくりを進めることが将来の子どもの成長のためになると思う。	本推進計画においては、ギャンブル依存症における「普及啓発」、「相談支援」、「治療支援」、「回復支援」などの充実を図る計画となっています。ご提出いただきましたIRカジノのご意見については、担当部署へ情報提供させていただきます。また、第2章「現状と課題」については、現状、存在している関係事業者、第4章での「関係事業者の取組」においては、現状、県内に存在している関係事業者の取組を記載しております。現状として存在しないカジノ業者の状況や取組についての記載はできかねます。
26	その他意見・提案(IR関連)	IRカジノを作らないことが、一番の依存症対策になるでしょう。	
27	その他意見・提案(IR関連)	カジノを含むIRを誘致しようとしているが、カジノの誘致をやめるべきです。	
28	その他意見・提案(IR関係)	カジノについて、シンガポールでは行政が、自己排除制により立入禁止などの措置をとっているが、県は業者任せにせず、主体となり規制することが必要。	
29	その他意見・提案(IR関連)	巨大なカジノを作り、ギャンブル依存症を増やすことを止められたい。	
30	その他意見・提案(IR関連)	ギャンブル場の誘致こそやめるべきです。	
31	その他意見・提案(IR関連)	ギャンブル依存症対策は、カジノ・ギャンブル施設をつくらないこと。簡単明瞭です。	
32	その他意見・提案(IR関連)	ギャンブル依存症の解決はIRカジノを誘致しないことです。	
33	その他意見・提案(IR関連)	IR誘致について、反対。	
34	その他意見・提案(IR関連)	一番有効なギャンブル依存症対策はカジノを作らないことだと思う。	
35	その他意見・提案(IR関連)	3関係事業者の状況部分に「カジノの設置はギャンブル依存症者を急激に増加させる心配があり、設置には、さまざまな県民の意見が寄せられているため、慎重に検討する必要があります。何より県民全体の意見を広く募る必要ある」ことを加筆してください。	
36	その他意見・提案(IR関連)	カジノのことについてもこの計画の中に入れるべきではないか。	
37	その他意見・提案(IR関連)	関係事業者にカジノ業者が入っていない。	

38	その他意見・提案(広報)	パブコメ期間が短い。	令和2年3月9日に報道機関に対し資料提供を実施し、県のホームページにおいて、掲載を行っています。また、募集期間については、他の計画のパブリックコメント期間などを勘案し、令和2年3月10日から3月27日までの約3週間で実施しており、募集期間の延長には対応致しかねます。
39	その他意見・提案(広報)	今回の公募にとどまらず、県民の声を集める努力をしていただきたい。	
40	その他意見・提案(広報)	パブリックコメントを県民に告知したのはいつか。また、広報はどのようにしたか。さらに、募集期間を18日間とした理由はなにか。	
41	その他意見・提案(予算)	計画案は令和2年～4年の3年間で完了するとしていますが、予算の裏付けがまったくありません。	計画に示した対策を実施するための予算については、確保しています。
42	その他意見・提案(予算)	より具体的に、より軽度の時から、相談体制を作る必要があり、県事業として主体的に実施することが求められているが、予算化についてはどうか。	
43	その他意見・提案(入場規制)	県が入場制限によりギャンブル依存症を減らすことが必要ではないか。	各関係事業者により、令和2年度から令和4年度の間インターネット投票の購入限度額設定システムを導入することとしています。
44	その他意見・提案(入場規制)	「インターネットや電話での投票可能」これらを規制しなければ、ギャンブル依存症は増えるのではないか。	
45	その他意見・提案(ギャンブル場の廃止)	和歌山県は競馬を無くしたように競輪は県の判断で無くせるので無くすこと。パチンコも県で認めないようにすること。	本推進計画については、「普及啓発」、「相談支援」、「治療支援」、「回復支援」などを充実させるための計画となっております。
46	その他意見・提案(ギャンブル場の廃止)	ギャンブル場をなくすことが一番の対策です。	